

周防大島町が補助するイノシシなどの被害防止のための防護柵の種類が拡充されます  
また、事務手続きが変わります

## 保健師による健康相談をご利用ください

各保健センターで健康相談を行いますので、ご利用ください。こんなことを相談してみませんか？

- ・母子健康手帳の交付
- ・予防接種の受け方は？
- ・子どもの発育について
- ・特定健診や各種健診の結果の見方
- ・生活習慣病の予防について 等

健康づくりについての相談も受け付けます。

＜各保健センターでの健康相談の日時＞

○久賀保健センター（久賀総合支所内）  
毎月第1・第3木曜日 8:30～11:30

○大島保健センター  
（しまとぴあスカイセンター）  
毎月第1・第3水曜日 8:30～11:30

○東和保健センター（東和総合支所内）  
毎月第1・第3火曜日 8:30～11:30

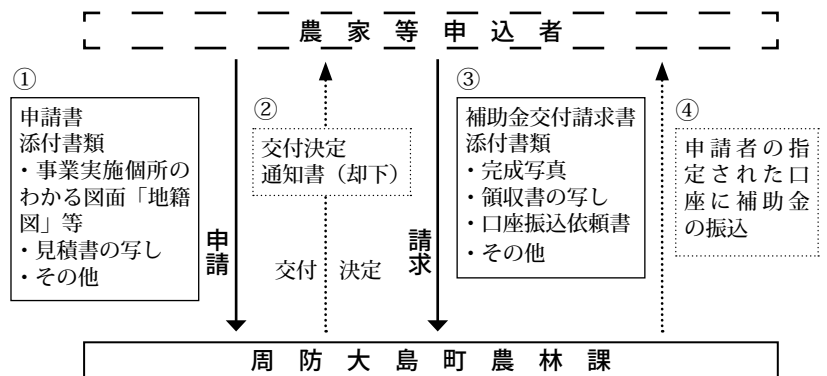
※たちばなケアプラザでは常時相談を受け付けますので、ご利用ください。

### ◆問い合わせ

健康増進課 健康づくり班  
☎0820(77)5504

- 平成22年度は、補助金交付申請等の受付から交付はJ A 山口大島が行っていました  
が、平成23年度より周防大島町が行うことになりました。
- ◆補助の対象となる資材  
有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために、設置する電気牧柵、防護ネット、金網柵、トタン柵等の防護柵の資材
- ◆補助対象となる者  
○町内に住所を有する者  
○補助金の交付を受けようとする者の世帯全員が町税および使用料等の滞納がない者
- ◆補助の対象等  
○町内の農家等が耕作する農地又は農用地施設に農作物等の被害防止対策のために、200㎡以上の農地または農業用施設に防護柵を設置する場合
- ◆補助金の額  
○補助金の額は、防護柵の設置に要した資材費の2分の1以内です。  
○1件あたり5万円が上限です。
- ◆問い合わせ  
農林課  
☎0820(79)1002

### 事務手続きフロー図



## 地域づくり活動支援事業を募集します

町では、平成23年度に地域づくりを目的とした事業を行う団体に対し、予算の範囲内で活動を支援するための補助金を交付する事業を実施します。募集要項や様式は、町ホームページまたは各総合支所窓口で入手できますので、ご応募ください。

### ◆対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3名以上で構成され、政治・宗教・営利のみまたは団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体。

### ◆対象事業

- ①新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業
- ②地域の個性や特性に磨きをかける人材育成事業、魅力発揮事業
- ③住民参画による地域づくりの機運を育むイベント、ワークショップ等の開催事業

### ◆補助金額

一団体への支援は、事業費の9割以内とし、上限を50万円とします。なお、平成24年2月末までに事業が終了するようにしてください。

### ◆募集期限

5月9日(月)

### ◆問い合わせ

政策企画課 ☎0820(74)1007